

滋賀県および県内すべての市町からのお知らせです

従業員の個人住民税の特別徴収を実施していない事業者の方へ

# 個人住民税の特別徴収

## - 実施のご案内 -

「従業員の所得税は給与から源泉徴収しているけれども、個人住民税は特別徴収（引き去り）をしていない」ということはありませんか？

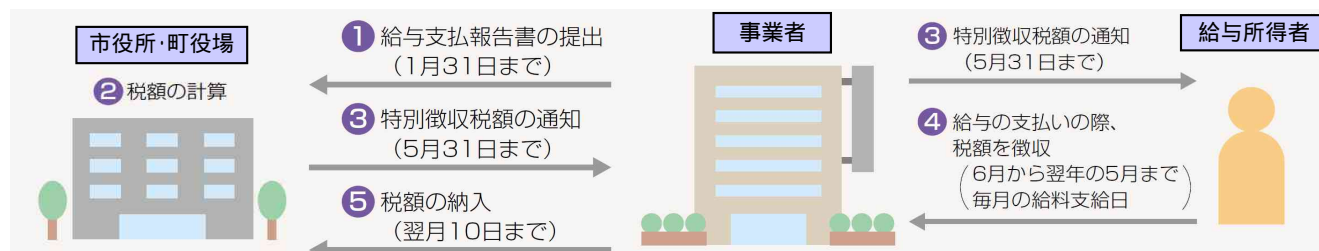
個人住民税の特別徴収とは、給与支払者が、所得税の源泉徴収と同様に、毎月、従業員（正規雇用だけでなく、非正規雇用も含む。）に支払う給与から個人住民税（市町民税＋県民税）を徴収（引き去り）し、納入していただく制度です。

地方税法第321条の3、第321条の4等および各市町の税条例の定めにより、給与を支払う事業者は、原則として、すべて特別徴収義務者として個人住民税を特別徴収していただくことになっています。

詳しくは次のページをご覧ください…。

## 個人住民税の特別徴収のしくみ

毎年5月31日までに特別徴収義務者あてに「特別徴収税額決定通知書」をお送りしますので、その税額を毎月の給料から徴収（引き去り）し、翌月の10日までに各従業員の住所地の市町へ、各市町ごとの合算額を納入してください。



### 【納期の特例】

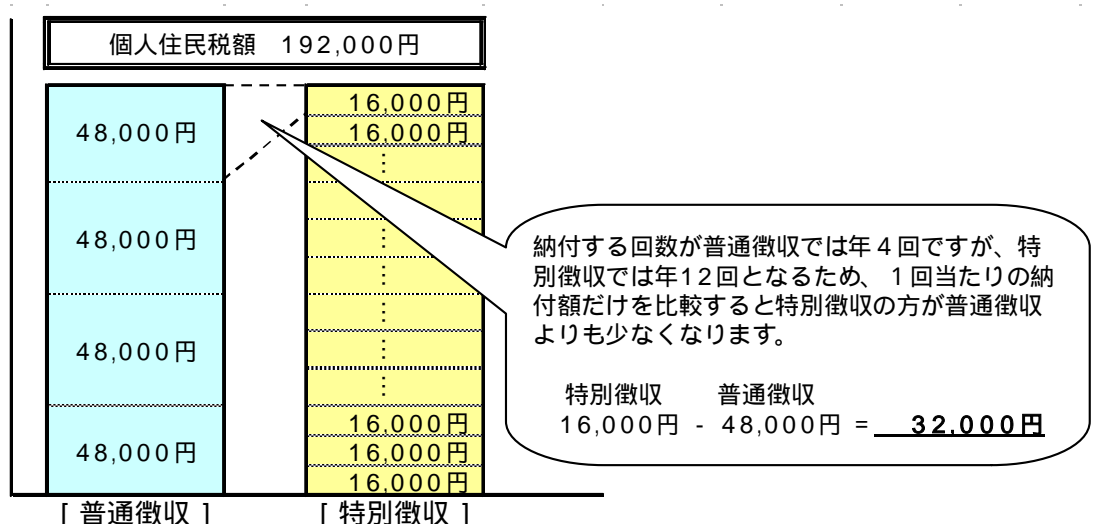
従業員が常時10名未満の事業者は、申請により年12回の納期を年2回とすることもできます。

## 個人住民税の特別徴収のメリット等

### 従業員（給与所得者）にとって

- 毎月、給与から引き去りされるため、納め忘れがありません。
- 一人ひとりが毎期ごとに金融機関に出向く必要がありません。
- 1年分の税額を12回に分けるため、1回あたりの納付額が少なくなります。  
(普通徴収は年4回)

【例えば、個人住民税の額が192,000円の場合】



### 給与支払者（特別徴収義務者）にとって

所得税と違い、税額計算や年末調整の必要がありません。

## 個人住民税の特別徴収の手続き

毎年1月31日までに提出することになっている給与支払報告書（総括表）の右下の「特別徴収義務者指定番号」の欄に朱書きで「特別徴収へ切替え」と記載の上、各市町の住民税担当部署にご提出ください。5月31日までに各市町から特別徴収税額の通知があります。（詳しくは、下記の各市町住民税担当部署にお問い合わせください。）

制度上は、市町が指定等を行うことで特別徴収する義務が生じますが、手続きがスムーズに進むよう、記載をお願いします。

### 滋賀県・県内各市町（個人住民税）の問い合わせ先

大津市（市民税課）077-528-2721      彦根市（税務課）0749-30-6108

長浜市（税務課）0749-65-6524      近江八幡市（税務課）0748-36-5505

草津市（税務課）077-561-2309      守山市（税務課）077-582-1115

栗東市（税務課）077-551-0106      甲賀市（税務課）0748-65-0679

野洲市（税務課）077-587-6040      湖南市（税務課）0748-71-2319

高島市（税務課）0740-25-8116      東近江市（市民税課）0748-24-5604

米原市（税務課）0749-52-1556      日野町（税務課）0748-52-6570

竜王町（住民税務課）0748-58-3750      愛荘町（税務課）0749-42-7690

豊郷町（税務課）0749-35-8119      甲良町（税務課）0749-38-5064

多賀町（税務住民課）0749-48-8113

滋賀県（税政課）077-528-3215

# 個人住民税特別徴収 Q & A

## Q 1

今まで特別徴収をしていなかったのに、なぜ、いまさら特別徴収をしないといけないのですか。従業員数も少なく、特別徴収事務をする余裕もないのですが…。

## A 1

地方税法では、原則として、所得税を源泉徴収している事業者(給与支払者)は、従業員の個人住民税を特別徴収しなければならないこととされています。(地方税法第321条の3、第321条の4等および各市町の税条例の規定)

なお、従業員が常時10名未満の事業者には、申請により年12回の納期を年2回とする制度があります。  
(納期の特例の承認)

## Q 2

「原則として特別徴収しなければならない」とのことですが、どういう場合に特別徴収しなくてもよいのですか。

## A 2

給与支払者は、以下の条件にあてはまる給与所得者で、特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められる場合を除いては、特別徴収の方法によって徴収しなければならないこととされています。

給与所得のうち支給期間が一月を超える期間(例 年俸一括払い等)によって定められている給与のみの支払いを受けているもの

外国航路を航行する船舶の乗組員で一月を超える期間以上乗船することとなるため、慣行として不定期にその給与の支払いを受けているもの

## Q 3

今から特別徴収に切り替えるとなれば、手間もかかります。これを行うことで何かメリットはあるのですか。

## A 3

特別徴収をすると、従業員がわざわざ金融機関へ納税に向かう手間を省くことができます。さらに、普通徴収の納期が原則として年4回であるのに対し、特別徴収は年12回なので従業員(納税義務者)の1回当たりの負担が少なくて済みます。

なお、住民税の特別徴収は、所得税のように、税額を計算したり年末調整をする手間はかかりません。税額の計算は給与支払報告書に基づいて各市町で行い、従業員ごとの住民税額を各市町から通知しますので、その税額を毎月の給料から徴収(引き去り)し、各市町ごとの合算額を翌月の10日までに金融機関を通じて各市町に納めていただくことになります。

## Q 4

新たに特別徴収により納税するためには、どのような手続きをすればいいですか。

## A 4

毎年1月31日までに提出することになっている給与支払報告書(総括表)の右下の特別徴収義務者指定番号(給与支払者番号)の欄に朱書きで「特別徴収へ切替え」と記載の上、各市町にご提出ください。

5月中に各市町から特別徴収税額の通知があります。

制度上は、市町が指定等を行うことで特別徴収する義務が生じますが、手続きがスムーズに進むよう、記載をお願いします。